

それとDMOとかいろいろ含めて、やっぱり夢と希望の持てるまちにしていきたい。今がやっぱり総合戦略でガーって上げるんじゃなく、インパクトあるものをしていただけるような形が一番必要だと思うんですが、未来へつなぐ糸魚川としていただきたいと思います。その辺、市長いかがでしょう。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

お答えいたします。

やはり我々、まちは持続していかなければいけないわけでございますので、全て1つの課題だけではないわけございまして、地域医療についても先ほど申し上げたとおり絶対必要な事柄がございます。特に、高齢化社会が続くわけでございますので、そのためにも医師というものは、また地域医療というのは大切な事柄であるわけでございますので、その辺をしっかりと受けとめて進めたいと思っております。なかなか今の環境の中では難しいわけですが、最低限は確保していきたいという考え方でしばらくは続けていかなくちゃいけないんだろうと思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

五十嵐議員。

17番（五十嵐健一郎君）

松本市で行われている地域健康産業、健康産業も結びつけて夢と希望の持てる糸魚川市になっていただくことをお祈りいたしまして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（倉又 稔君）

以上で、五十嵐議員の質問が終わりました。

次に、新保峰孝議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

新保議員。〔16番 新保峰孝君登壇〕

16番（新保峰孝君）

日本共産党の新保峰孝です。

私は、権現荘の管理運営、個人番号制度、健康づくり、いじめ問題について米田市長のお考えを伺いたいと思います。

1、権現荘の管理運営について。

(1) 権現荘の宿直体制と緊急時対応等について。

市管理施設及び権現荘の宿直について市の考え方はどうか。

権現荘の自衛消防組織はいつつくられたか。

宿泊者数が25,860人で最高となった平成10年度と、小林前支配人着任前年の平成20年度の宿直体制及び自衛消防組織はどうなっていたか。

特別室321号への苦情の件数とその日時はいつか。東館（別館）開業後、いつから騒

音振動が出るようになったのか。

住民監査請求による監査の結果は、何を対象にいつからいつまで何日分として出されたものか。

(2) 食材の購入について。

小林前支配人が、参事職で支配人として採用されたときの職務権限はどのようなもので、当時どのように認識されていたか。

スーパーから直接小林前支配人が糖質ゼロの酒を購入しておりました。なぜ取引業者から一緒に購入しないのか。

小林前支配人時、職員が取引業者以外から酒を購入することはあったか。

(3) 権現荘の指定管理者は、経験豊富で経営感覚のすぐれた会社、事業所を探し、公募を前提に競争ある形で行うのが当然と思うがどうか。

2、個人番号制度について。

(1) 市民に対してどのようなことについて個人番号の記載を求めているか。

(2) 出先や事業所の関係ではどうか。

(3) 情報保護についてはどのようにしているか。

(4) 全ての手続、届け出に個人番号を記載しなければならないのか。記載しなくても事務に支障は出ないと思うが、強制するのはなぜか。

(5) 情報漏えいの責任は誰がとるのか。

3、健康づくりについて。

(1) 当市の疾病の特徴と特定健診受診率、介護認定率及び健康づくりの取り組み状況はどうか。

(2) 年をとっても健康で過ごせるよう市民ぐるみで健康づくりを進める必要があると思います。結果として医療費の抑制、介護認定率の低下につながると思います。もっと力を入れて取り組む必要があると思うがどうか。

(3) 健康づくりは総合的取り組みであります。先進的取り組みに学び特定健診受診率の引き上げ、身体活動の中でも年間を通じて取り組めるもので、重点を決め目標設定して取り組む必要があるのではないかと。

(4) 大学との連携についてはどのように考えているか。

(5) 健康づくりを推進するために、健康ポイントプログラム（健康マイレージ）をつくって取り組んでいる自治体もありますが、当市でも参考にしたらどうか。社会的な問題を除けば健康づくりの基本は運動、食事、点検だと思いますが、いかがか。

4、いじめ問題について。

(1) 連続して中学校でいじめが起きておりますが、なぜ次々と起こっていると考えるか。認識を聞きたいと思えます。

(2) 能生の中学生相撲クラブと能生中の関係はどのようになっているか。改める必要があるのではないかと。

(3) いじめには厳しく対応すると同時に、障害によるものも含め人間の多様性の認識を深め、人権感覚を身につける教育・学習が生徒、教員ともに必要ではないかと。また、行政、事業者、市民等、市全体での取り組みが必要と思うがどうか。

(4) 生徒会が行う自主的ないじめ撲滅の取り組みはあるか。

以上、1回目の質問といたします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

新保議員のご質問にお答えいたします。

1番目の1点目の1つ目につきましては、本庁では、臨時職員による毎日2名体制で当直勤務を行っており、両事務所及びガス水道局では、それぞれ宿直員1名により対応いたしております。権現荘では、通常時はシルバー人材センターの宿直員1名体制、5室10名以上の利用者があるときは、職員を加え、2名体制で行っております。

2つ目と3つ目につきましては、消防計画を作成する際に自衛消防隊を編成して届け出ておりません。10年度の宿直体制は、通常時は宿直員1名、100名以上宿泊の繁忙日はフロント職員を加えた2名体制で、20年度は、通常時は職員1名、繁忙日は2名体制で行ってまいりました。

4つ目につきましては、本年度は6月と7月の2回、宿泊されたお客様から苦情をいただいております。少なくとも15年ごろからそういった苦情があるため、321号室は極力使用しないよう対応してまいりました。

5つ目につきましては、27年8月12日以降で飲食を伴って宿直をした場合の客室の諸費用を対象に返還請求をするよう勧告がありました。

2点目の1つ目につきましては、現金の取り扱いやサービス内容の判断、職員納入業者の選定、営業、企画、広告、宣伝などの判断を職務権限といたしてまいりました。

2つ目と3つ目につきましては、現在、総務文教常任委員会において、前支配人の在任中の行動について調査が求められており、ただいま調査中でありますので、その結果により明らかにしてまいります。

3点目につきましては、このたびの権現荘を取り巻くさまざまな課題を重く受けとめ、できるだけ早く市直営から指定管理者制度に移行したいことから、公募によらない特命随意契約で来年4月から株式会社能生町観光物産センターによる運営で進めていきたいと考えております。

2番目の1点目と2点目につきましては、法令等で定められ、各種申告書・申請書等に個人番号の記載をお願いいたしております。

3点目につきましては、個人番号の記載された書類の保管場所に施錠を行うなど厳重に管理をいたしております。

4点目につきましては、法令等で定められているものについては記載をお願いいたしております。また、手続の際、記載がない場合でも書類は受理いたしてまいりまして、次回の申告等の際には記載をいただくようお願いをいたしております。

5点目につきましては、本市が管理をしている情報が漏えいした場合は、市が責任を負います。

3番目の1点目につきましては、本市の特徴として、若い世代から肥満者や高血圧者が多く、特定健診受診率は速報値で50.5%、介護認定率は19.2%となっており、受診率向上やライフステージに合わせた健康づくり、重症化予防に取り組んでおります。

2点目と3点目につきましては、各地区で地区運動教室等の充実に努めるとともに、さらに若い世代から健康づくりが実践できるよう企業等と連携した取り組みを強化いたしております。

4点目につきましては、県立看護大学、上越教育大学の出前講座や地域の健康調査等で連携を図っておりますが、今後も市民の健康づくりにつながるよう連携を深めてまいります。

5点目につきましては、健康ポイントラリーを昨年度から取り組んでおり、先進事例を参考にしながら事業の拡充を進めてまいります。

4番目のご質問につきましては、この後、教育長から答弁いたしますので、よろしく願いいたします。

以上、ご質問にお答えいたしました。再度の質問につきましては、所管の部・課長からの答弁もありますのでよろしく願いいたします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

田原教育長。〔教育長 田原秀夫君登壇〕

教育長（田原秀夫君）

新保議員の4番目の質問にお答えします。

1点目につきましては、関係する条例、基本方針に沿って対処しておりますが、徹底が足りなかったと受けとめております。

2点目につきましては、クラブは学校の部活動ではなく、社会体育として活動しておりますが、学校と連携しながら生徒を指導する必要があります。

3点目につきましては、学校では児童生徒の人権意識を育てる授業や研修会を実施しております。市教育委員会及び学校が主体となっていじめの対応に取り組めますが、地域全体での協力もお願いしてまいります。

4点目につきましては、児童生徒が中学校区単位で主体的に、いじめ見逃しゼロスクールの取り組みを行っております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

新保議員。

16番（新保峰孝君）

平成22年3月19日、午後10時15分ごろ心肺停止状態となり、救急車で病院に搬送される事態が起こったとのことですが、温泉旅館では、お客さんに対して飲酒後の入浴は控えるようお願いするのは一般的であります。死亡事故が起こりやすいからであります。このような事故や火災が起こり得ることを想定して体制を組んでいたと思いますが、権現荘は、その当時どのような体制をとっていましたか、連絡体制等。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

原能生事務所長。〔能生事務所長 原 郁夫君登壇〕

能生事務所長（原 郁夫君）

これは消防計画というのがございまして、その中に体制が入っております。隊長、副隊長の下に通報係、消火係、避難誘導係、防護安全係、救護搬出係ということで対応をとっております。

ただ、夜間の場合は、この係の者が完全に機能するかというのがありますので、夜間はシルバー人材センターの宿直、また当時、もう既に支配人もおりましたので、いた場合にはそういった対応をとっていたということでございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

新保議員。

16番（新保峰孝君）

平成22年3月19日の救急事態後、なぜ宿直体制の強化を図らなかったのですか。その当時、小林支配人は5部屋10人などということは言っていなかったと思いますから、いつから5部屋10人などと言い始めたのでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

原能生事務所長。〔能生事務所長 原 郁夫君登壇〕

能生事務所長（原 郁夫君）

その考え方が始まったのはいつかということなんですが、ちょっと私にはわかりません。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

金子総務部長。〔総務部長 金子裕彦君登壇〕

総務部長（金子裕彦君）

お答えいたします。

体制の状況については、冒頭、市長のほうからも答弁申し上げましたけれども、20年当時には宿直員1名、それから繁忙日、繁忙日というのは100名以上宿泊していたような場合でございますが、このときは2名体制で対応をしていたということでありまして、21年に前小林支配人が着任いたしておりますので、それ以前の体制はこういうような、今申し上げたような状況であったということでありまして。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

新保議員。

16番（新保峰孝君）

小林支配人が5部屋10人ぐらい宿泊のお客さんがいるときに泊まるんだということを言われている。それはいつごろから言い始めたのかということを知りたいです。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

原能生事務所長。〔能生事務所長 原 郁夫君登壇〕

能生事務所長（原 郁夫君）

支配人が自主的に泊まると言い始めたのは、その事故があった後ということでございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

新保議員。

16番（新保峰孝君）

支配人が泊まり始めたときに5部屋10人を基準に泊まり始めたんだということを言ったんですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

原能生事務所長。〔能生事務所長 原 郁夫君登壇〕

能生事務所長（原 郁夫君）

そういう基準、小林支配人が321を使うようになったということで、5部屋10人という基準を言い出したのは、自主的にそう言ってるだけであって、そういうものの能生事務所との相談はなかったというふうに思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

新保議員。

16番（新保峰孝君）

平成22年3月19日の事故以前、小林前支配人はどのような理由で権現荘に泊まっていたんですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

原能生事務所長。〔能生事務所長 原 郁夫君登壇〕

能生事務所長（原 郁夫君）

その夜に事故があったときより前というのは、小林支配人は泊まってはいないということでございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

新保議員。

16番（新保峰孝君）

織田副市長は、321号室の騒音・振動をどう思われますか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

織田副市長。〔副市長 織田義夫君登壇〕

副市長（織田義夫君）

お答えを申し上げます。

321号室につきましては、やはり泊まったお客さんから苦情が多いということでもありますので、その辺につきましては、それなりの対応をしなければならんと思っております。また、できるだけ、そこにはお客さんを泊めないような工夫も必要かと思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

新保議員。

16番（新保峰孝君）

それは一般的なことで、織田副市長は、この部屋に泊まれたと思うんですよね。そのときの感想はいかがでしょう。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

織田副市長。〔副市長 織田義夫君登壇〕

副市長（織田義夫君）

私のほうは、その部屋には行って、しばらくずっとおりましたけども、泊まったという経験はありません。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

新保議員。

16番（新保峰孝君）

泊まった方が職員の中でいらっしゃらないということは、非常に残念であります。苦情、投書、アンケート等、お客様の声は、誘客のヒントになるもので、どこのホテル・旅館でも大切にしていると思います。改善すべき点があれば速やかに改善することが競争力の強化につながります。お客様の声をどのように扱っていましたか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

原能生事務所長。〔能生事務所長 原 郁夫君登壇〕

能生事務所長（原 郁夫君）

ふだんからお客様には、クレーム等あればフロントのほうでお聞きをして、そういったものを支配人に即伝える。また場合によっては、事務所長に伝えるという内容のものだと思います。

また、メールですとか、また書き込みというのもございますので、いろんな形でそういった苦情・意見をいただくように窓口は広く持っているつもりでございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

新保議員。

16番（新保峰孝君）

騒音・振動の被害を訴えられたお客様に対してどういう形でおわびしたのか、料金の割引等は行ったのか、お客さんは納得したのか、その辺についてお聞かせください。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

原能生事務所長。〔能生事務所長 原 郁夫君登壇〕

能生事務所長（原 郁夫君）

ことし、28年でございますが、まず1件目は6月11日のお泊まりのお客様でございます。これは夜中の24時ごろ寝ようとしたが、騒音と振動によって眠れなかったというクレームが翌日フロントにあったということで、支配人のほうでおわびを申し上げたということです。

もう1件、7月30日、クレームのメールがあったということで、これは書き込みでございますけれども、畳の布団で横になったら低音と振動が体に響いてとても気になり、ロビーに言いに行こうかと思ったくらいであったと。昼間、海で遊んで疲れ果てていたので眠れたんだけど、そうでなければ気になって眠れなかったと思いますというふうな書き込みがございました。これについては、メールでおわびを申し上げたというものでございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

新保議員。

16番（新保峰孝君）

お客さんに提供できないような部屋だといいいながら、宿泊客が多かった場合の提供はあるということはどういうことですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

原能生事務所長。〔能生事務所長 原 郁夫君登壇〕

能生事務所長（原 郁夫君）

これは宿泊の組み合わせといたしますか、団体等の引き受け等もあるんですけども、どうしてもその部屋も使わざるを得ないという場合もございまして、そういった場合には使っていたという実態でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

新保議員。

16番（新保峰孝君）

わかっていて、お客さんからこういう騒音・振動の被害が訴えられていると、こういうことをわかっていて改善しなかったのはなぜですか。そのままいいと判断したのは、どういう理由からですか。早い段階で施工業者なり、やり直し、あるいはこれの改善を図るということをしなかったと。これはどのような理由からですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

原能生事務所長。〔能生事務所長 原 郁夫君登壇〕

能生事務所長（原 郁夫君）

今となっては、なるべくお泊まりいただく方に部屋の実態について、きちんと説明すべきであったなというふうに考えております。

また、庁内の合意を得て、例えば特別室の5,000円の割引、金額の割引等を検討しておくべきであったというふうに考えております。

それで、改修工事なぜやらなかったかということなんですけれども、場所が場所でございますの

で、例えば休館が発生するとか、また費用も非常にかかるということが想定されたもんですから、簡単にはそういう判断ができなかったということでございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

新保議員。

16番（新保峰孝君）

これはお客さんの関係ではありませんけども、遅くとも今回の大規模改修で宿直室、宿直の部屋、この改修をすべきではなかったですか。宿直室は、東館ではなくて本館にありますよね。なぜこの本館で1人じゃなくてももう少し広げて複数泊まれるようにやらなかったのか、お聞かせください。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

原能生事務所長。〔能生事務所長 原 郁夫君登壇〕

能生事務所長（原 郁夫君）

このリニューアルの当初の考え方は、実は本館棟のフロントのある部分というのは別棟で建てるというつもりでおりまして、そういったものを最初に考えていたんですけども、予算等の関係もございまして、古いほうの建物をリニューアルして使うということで大きく変更になったもんですから、もともとは新館、全く新しいところに8畳の宿直室をつくるという予定でそういうものを描いておったんですが、旧館を使ってやるということになったときに、ほとんど今でいうと4畳ぐらいしかなくて、1人しか入れないという部屋になってしまったということで、そのあたりが大きな設計の変更の中で起こってしまったということでございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

新保議員。

16番（新保峰孝君）

設計の変更でこうなったということは、そんなに大事なことだと考えていなかったんじゃないですか。いかがですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

原能生事務所長。〔能生事務所長 原 郁夫君登壇〕

能生事務所長（原 郁夫君）

当時のシルバー人材センターの職員が泊まっているのは1名ということで、そこまでしか情報なかったもんですから、そういうことで、その1名分の部屋を整備したというものでございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

新保議員。

16番（新保峰孝君）

支配人は宿直を兼ねたような形で泊まっていたことは、もうわかっていたわけでしょう。それを改

善しようという、そういう気はなかったんですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

原能生事務所長。〔能生事務所長 原 郁夫君登壇〕

能生事務所長（原 郁夫君）

26年の4月から設計が始まったんですけれども、私のところにはその情報、また部下のほうにもそういった情報は入っていなかったというのが事実です。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

新保議員。

16番（新保峰孝君）

これは後でまたありますけども、本来、支配人の役職というのは、参事ですよ。参事で権現荘の直接的な責任者だというけれども、課長職じゃないわけでしょ。課長職は事務所長なわけじゃないですか。何で事務所長がこういうことを把握してないんですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

原能生事務所長。〔能生事務所長 原 郁夫君登壇〕

能生事務所長（原 郁夫君）

すいません、その設計段階のときに321がうるさいとかという情報にもつながってくるんですけども、今回のリニューアルというのは、もう今言ってる東館、山側の館は手をつけないんだと。西館とフロントとお風呂の改修だよということで、それでトータルの金額なんだともう最初に決めてあったもんですから、あえて321の音の話は出なかったんだらうというふうに考えています。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

新保議員。

16番（新保峰孝君）

今までの話聞きますと、苦情は平成28年度2件、お客さんが6月の件と7月の件ですけども、苦情あったけども大勢の中の1人、2人の問題だというふうな捉え方してたんでないですか。そんなに大きい騒音なり振動ではないというふうに思っていたんでないですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

原能生事務所長。〔能生事務所長 原 郁夫君登壇〕

能生事務所長（原 郁夫君）

音や振動に対する感じ方というのは、非常に個人差があるというふうに、また考えております。7月の30日にメールをいただいた方についても、子供たちは夏で、海で疲れ果ててぐっすり寝ていたと。私は音に気づいたというふうに書いてあって、全員が全員うるさいというふうな感覚ではなかったということで、ただ28年度は、あの部屋を使ったのは4回でございます。4回のうち2回クレームをいただいたということで、そういうことは重く受けとめているということでござい

ます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

新保議員。

16番（新保峰孝君）

例えばこれが一般的に考えれば、そういう苦情があったと。それが半分の方からそういうクレームがあったということであれば、例えばあらかじめこの部屋はこういう部屋ですよと、先ほど言いましたけども、5,000円がベースですよ、それに食事代とか上乘せにされている特別室。この部屋は、例えば5,000円でいいですとか7,000円に割引しますと、こういう原因がありますよ。話を泊まっていたとか、そういう使い方をするのが普通の使い方ではないですか。ここは騒音があるから支配人が泊まるんだというふうに最初に決めてかかって、それに合わせていると組み立ててあるのではないですか。ちょっとうがった見方しますとね、そんな気がしてなりません。どういうふうに思われます。先ほど原事務所長は、そのようなこと言われたけども、5,000円割引くとかそういうことも考えるべきだったというふうなこと言われたけども、いかがですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

原能生事務所長。〔能生事務所長 原 郁夫君登壇〕

能生事務所長（原 郁夫君）

おっしゃるとおりだと思います。もっと運用というのか工夫すべきであったなというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

新保議員。

16番（新保峰孝君）

監査委員が、前小林支配人の321号宿泊に関連して、飲酒しての宿泊は宿直ではないので、クリーニング代や清掃費等は不当利得に当たるといふふうになりました。住民監査請求による監査の結果を市は受け入れました。そこで、お聞きいたします。

飲酒しての宿直が認められないのであれば、酒を飲んで321号に宿泊した小林前支配人の業務とは、どういう業務なのかお聞きしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

金子総務部長。〔総務部長 金子裕彦君登壇〕

総務部長（金子裕彦君）

お答えいたします。

監査の結果も含めてでございますけれども、前支配人が宿直業務をしていたという状況については、基本的に宿直業務の必要性を判断した上で業務をやったわけであります。ただ、そのときに飲酒を伴ってやるのは、非常に適切ではないというようなことから、監査の勧告では、そのとき使用

した部屋の諸費用を請求するようという事で監査からの勧告がありました。この監査の勧告を重く受けとめて、市といたしましては前支配人に、先ほど古畑議員のときにご質問がありましたけれども、監査の勧告を踏まえまして4万280円の請求をいたしたということであります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

新保議員。

16番（新保峰孝君）

市は、酒を飲んで業務することを認めていることになりませんか。例えば部屋の清掃代なり、そういうものを、諸経費を払えば泊まるのは認めるということになりませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

金子総務部長。〔総務部長 金子裕彦君登壇〕

総務部長（金子裕彦君）

お答えいたします。

宿直業務自体は、業務ということでの考え方であります。ただ、そのときに飲酒を伴って行う行為については、やっぱり職員の勤務ということでは、懲戒に値する行為だというふうに受けとめております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

新保議員。

16番（新保峰孝君）

しっかり対応していただきたいと思います。こういうことがあっても、まだ前支配人を務めさせたということは、非常に私は問題だと思います。取引業者を321号室に泊めたことは、1回だけあると小林前支配人が言うておりますけれども、権現荘関係者の中にはもっと頻繁に泊めていたという話もあります。業者の布団の上げ下げ、上げおろしをさせて働かせた後、食事を提供し、自分と一緒に321号に泊めたと。業者の宿泊費用は、賃金に見合う分とみなして相殺したとのことでありましたけれども、報酬や賃金の支払いは、能生事務所の責任となっております。小林前支配人からこのことについて連絡を受けていましたか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

原能生事務所長。〔能生事務所長 原 郁夫君登壇〕

能生事務所長（原 郁夫君）

今、ご質問あった件につきましても、この16日の総務文教常任委員会の中で、こちらのほうから回答する資料の中に入っているということで、今、調査中でございますので回答は控えさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

新保議員。

16番（新保峰孝君）

3月定例会のときに議員からいろいろ質問があって、そのときに事務所長の答弁では、知らなかったと。市の管理職の方が知らなかったという答弁であります。私はこういうことがあってはならないと思うんですよね。取引業者の方は何時から何時まで働いたんですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

金子総務部長。〔総務部長 金子裕彦君登壇〕

総務部長（金子裕彦君）

今ほどの、いわゆる前支配人の友人の方に業務を頼んで手伝ってもらったというような状況につきましては、前小林支配人のほうからそのような実情があったということ、本年3月の議会の中で話があったと思っております。私は、その時点までは、そのような状況を承知いたしておりませんでした。

したがって、その話を聞いて直ちにやめるようにということで、強く本人に注意をし、それ以後、そのような状況がございません。

また詳細な状況につきましては、先ほど能生事務所長のほうから話がありましたように、総務文教常任委員会から調査を求められております事項と関連する点も出てまいりますので、詳細の細かい状況については、ここでの答弁を差し控えさせていただいて、総務文教常任委員会の調査の項目の中に含めてお話をさせていただきたいというふうに思っております。その辺も含めて現在は、調査中ということでございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

新保議員。

16番（新保峰孝君）

3月時点でわからなかったと。これはその前のことなわけですよね。何時から何時まで働いたのかわからないけども相殺したということになるんですよ。いいですか、何時から何時まで働いたかわからないで相殺にしたということは、金額が違うわけでしょ。例えばあそこは5,000円プラス1万円ちょっとでなかったでしたかね、321号は。それを比較して、例えば1万円に相当するぐらいの時間働いたのかどうかというのを、少なくともそれは考えなきゃならないと思うんですよ。権現荘のパートの方の時間給は幾らになっていますか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

原能生事務所長。〔能生事務所長 原 郁夫君登壇〕

能生事務所長（原 郁夫君）

勤続年数によって変わりますけれども、840円から900円の間というふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

新保議員。

16番（新保峰孝君）

そうすると840円から900円、例えば一番多い額の900円として、10時間働いて9,000円ですよ。それを相殺にしたということですか。おかしいでないですか。そう思いませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

金子総務部長。〔総務部長 金子裕彦君登壇〕

総務部長（金子裕彦君）

今の新保議員のほうからのご質問は、いわゆる働いた分の時間賃金と相殺したのではないかというようなことでありますけれども、先ほど私のほうから申し上げましたように、友人の方に手伝ってもらったということ自体が、もう基本的にルール上ないわけでございますので、その辺について相殺したとかしないとかという考え方ではなくて、先ほど申し上げた状況の全体の調査の中で現在調査を進めているということでございます。あくまでも相殺したとかしないとかという話ではないというふうに思っています。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

新保議員。

16番（新保峰孝君）

相殺したというのは、答弁であったんですよ。答弁したら、それを訂正するとか、これこれこういう理由でそうでなかったとか、おわびするとか、そういう言い方しなけりゃおかしいんじゃないですか。ただ黙ってそういうことじゃないというのは、おかしいと思いますよ。相殺したとしても基本的には、差し引きすれば多く払い過ぎだと思います。税金をきちっと払ってもらうことを主要目的に市関連の2時間とか3時間とかのパートの方の個人番号まで、今、報告させているんじゃないですか、今。出してもらってるでしょ。相殺するという考え方は、そのものが間違っているんですよ、今、部長言われたけども。あなた方を基準に仕事をしてるんですかと、そう言われることなんですよ。いかがですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

金子総務部長。〔総務部長 金子裕彦君登壇〕

総務部長（金子裕彦君）

お答えいたします。

先ほど申し上げましたけれども、前支配人が友人の方にも手伝ってもらったということで話をいたしておりますけれども、その手伝うという行為自体が市のほうの手續を踏んでの、いわゆる労務ではございませんので、そういうことでは手伝ったというのは、小林前支配人がそのような話をされておりますけれども、労務実態という形では今のように賃金に値するとかというような部分ではございませんので、今申し上げましたように相殺するとかしないとかというような話ではないというふうに認識いたしております。手伝ってもらうこと自体が適切ではございませんので、直ちにやめるようにということでの話をさせていただいて、明らかになった時点において、そのような行為はやらないということで強く指導をいたしたところでございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

新保議員。

16番（新保峰孝君）

今、部長が言われたのが普通、当たり前考え方なんですよ。ところがそんなときは相殺したということですから、その考え方自体、間違っているということと同時に、じゃあどういふふうになるかという、一般市民の目から見たらどうなるかと。小林前支配人が親しい業者を勝手に321号室に泊めたのを、後でつじつま合わせのために相殺したということになると。一般市民には1時間の賃金さえも厳しく報告させると。

その一方で、市営の権現荘の支配人のしていることは、お客さんに対するサービスといえば許す。公会計だから、どれだけサービスしたか金額がはっきりしなくても許される。支配人の友達を321号室と一緒に泊めても、きちんと調べもしないで相殺と言ってごまかす。これが公務員のすることか、こういうふう一般市民の目には映るわけですよ。きちんとしてもらいたいと思いますよね。金子部長は、公会計は現金主義だからサービスは会計に記載しなくてもよいのだというふうに言いました。取引業者に仕事をさせる、これを相殺したということも言いました。こういう考え方は、非常に問題です。きちんと一貫した考え方で公会計、現金主義なんだということであれば、そのときもきちんと現金主義で計算して、これこれこうだというふうに答えるのが普通ですよ、正しいか間違ってるかは別にして。地方公務員法第30条では、全て職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないとあります。忘れましたか、あなた方は、小林前支配人を擁護するためにいるのではないんですよ。市民のために仕事をしているということなんですよ。行政改革などと言っている以前の問題ではないですか。いかがですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

金子総務部長。〔総務部長 金子裕彦君登壇〕

総務部長（金子裕彦君）

お答えいたします。

今ほどのご質問等につきましては、制度上にない、あのような手伝いというような形で仕事を手伝ってもらったというようなことについては、もう基本的に今おっしゃる公務員としての意識、感覚が欠如していたというふう思っております。そういう状況につきましても9月議会の総務文教常任委員会の中でいるんな不手際、あるいは職務の怠慢等があったわけですけれども、その辺の状況について委員会でも話をさせていただいたとおり、今申し上げました公務員としての意識の欠如等の原因で、今おっしゃったような状況が発生しております。その辺については、平静に対処しなければならないというような状況も踏まえて、支配人からは9月末をもって雇用の終結をさせていただいたという状況でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

新保議員。

16番（新保峰孝君）

小林前支配人が特別室である321号に支配人と一緒に業者を泊めているとわかったら、ほかにもないか徹底的に調べるのが地方自治法第30条及び33条、信用失墜行為の禁止の精神ではないんですか。いじめでいえば加害者の言っていることをオウム返しで言ってるのと同じなんですよ、これまでのあなた方の態度は。議会に対してそういうことでやってきたでしょ。事実はどうなのかということ調べて対応する、こういう気持ちがあれば公務員としての仕事できないでないですか。どう思われます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

織田副市長。〔副市長 織田義夫君登壇〕

副市長（織田義夫君）

お答えを申し上げます。

小林前支配人の行動等につきましては、現在調査中であります。そうした中では私らのほうも小林支配人を擁護する気はありません。やはり事実は事実としてきちんと調べた上で、なおかつ市のほうの見解もつけてきちんと報告したいと思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

新保議員。

16番（新保峰孝君）

小林前支配人の職務権限についてでありますけども、食材や消耗品の仕入れ先、酒類の仕入れ等、権現荘の取引業者を決めるのは、小林前支配人の職務権限だったということによろしいんですね。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

原能生事務所長。〔能生事務所長 原 郁夫君登壇〕

能生事務所長（原 郁夫君）

先ほどもお答えいたしましたとおり1つのルールがございますので、食材の仕入れについては、酒類については、酒販組合から買うということが、基本的なものがございまして、それ以外の特殊なものについて、支配人がお客様のためにカスタマイズしたものを買ってきたということはあると思います。その他の仕入れについても、基本、厨房に関するものは料理長と協議した上で決めていくというふうになっております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

新保議員。

16番（新保峰孝君）

職務権限はどうなのかというのを聞いてるんです。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

金子総務部長。〔総務部長 金子裕彦君登壇〕

総務部長（金子裕彦君）

お答えいたします。

支配人の職務権限ということでありまして、組織上は出先機関の長という位置づけでございますので、出先機関の基本的な業務に関すること以外の部分については、支配人の権限でということになりますので、今申し上げましたような日常的に仕入れます食材の選定とか購入とかという部分については、その職務権限の範囲内であるというふうに思っております。

また、新保議員のほうから、先ほど公会計であればサービスは自由だみたいな発言を私のほうから以前にあったというようなお話がございましたけれども、私のほうではそのようなことを言った記憶はございません。あくまでも支配人がお客様に行ったサービスの内容については、リピーター客を確保するための営業的な業務の一環という中で実施をいたしたということで申し上げたので、公会計だから自由にできたんだというふうにご理解いただいたようでございますけれども、そういう意味ではございませんので、よろしく願いいたします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

新保議員。

16番（新保峰孝君）

2つ、今つけ加えられた点、私が言ったのは、食材として購入する費用は、特別会計の中で支出としてきちんと載っていると。

ところが、使った先、食材は買ったけどもどういうふうに使ったかは、サービスだと言えどもどこにも出てこない。サービスの内容出てこない。そういうことでいいんですかということと言ったわけですよ。それに対して公会計は、これでいいんですというふうに言ったから先ほどのように言ったわけです。

今は、権限は誰にあるのかと聞いてんですよ。原事務所長にあるのか、支配人にあるのか、取引業者を決めるのはどっちなんだと聞いてんです。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

金子総務部長。〔総務部長 金子裕彦君登壇〕

総務部長（金子裕彦君）

先ほど申し上げましたように出先機関の長としての決裁権がございますので、食材の選定とか仕入れとかという部分については、権現荘の支配人の権限に当てはまるというふうに思っております。

16番（新保峰孝君）

業者は誰かと聞いてるんですよ、取引業者を決めるのは。

総務部長（金子裕彦君）

当然、業者の選定も含めて、どういうものをどのように、どこから仕入れるかという部分については、支配人の権限の中に入ると思います。

ただ、食材については、料理をやられる方との関係もありますので、料理長の意見を踏まえながらの食材の仕入れ等を行っていたということでもあります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

新保議員。

16番（新保峰孝君）

簡潔に言ってもらえば、こんな余計な時間使わなくても済むんですよ。

酒は、権現荘酒類納入組合、平の笠原酒店、大沢の合資会社高鳥商店、柵口の旅館対岳荘の3軒から仕入れることになっていると思いますが、どのような方法で仕入れていますか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

原能生事務所長。〔能生事務所長 原 郁夫君登壇〕

能生事務所長（原 郁夫君）

これは電話で必要なものを銘柄と本数と連絡をして上げてもらうというやり方でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

新保議員。

16番（新保峰孝君）

旅館やホテルに宿泊する、あるいは居酒屋・レストラン等でこの銘柄の酒が欲しいと言っても扱っていませんということで、普通は断られるのが一般的です。田中議員への答弁で、その後にもありましたけども、きょうありましたけど、雪中梅、鮎正宗、八海山、月桂冠、ワイン等、上越で買ったと。よほどの常連客でないと、わざわざ注文の酒をどっかへ買いに行くということはないんじゃないかと一般的には思いますね。酒の銘柄からすると上越のお客さんで前支配人の友達の方でないかと、私はこのように感じました。それと糸魚川でも買えるんじゃないかと思うんですけど、どのように思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

原能生事務所長。〔能生事務所長 原 郁夫君登壇〕

能生事務所長（原 郁夫君）

支配人の場合、毎日泊まっていたわけではなくて自宅からの通いというものもございますので、そういったときは、そういったお店に寄って買って職場に来るといったこともあったということで、通勤経路の中にそういうものがあったということで、特殊なお酒についてそこで買ってくと非常に便利だったんだろうというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

新保議員。

16番（新保峰孝君）

どういうふうに便利だったのかというのはありますけども、きちんと調べてもらいたいと思います。

小林前支配人が糖質ゼロの酒類等を能生のスーパーサンエーで買っていましたが、取引のある3店舗で購入できないもんなんですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

金子総務部長。〔総務部長 金子裕彦君登壇〕

総務部長（金子裕彦君）

ただいまのご質問についても、まことに申しわけございませんけれども、総務文教常任委員会から求められている調査事項に含まれる部分がございますので、現在、その関連事項も含めまして調査中でございますので、ここでの答弁を差し控えさせていただきたいと思っておりますので、申しわけございませんが、よろしくお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

新保議員。

16番（新保峰孝君）

スーパーで売っているものが何でとれないのかということですよ。糖質ゼロの酒類は注文できないようなものではないはずでしょ。この程度の酒が、もしとれないということだったら権現荘の取引先としてふさわしくないということになるんじゃないですか。糖質ゼロの酒類はどのような使い方をしておりましたか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

金子総務部長。〔総務部長 金子裕彦君登壇〕

総務部長（金子裕彦君）

お答えいたします。

今ほどのご質問でございますけれども、糖質ゼロのお酒をどのような形で使っていたかという点につきましても、さきの総務文教常任委員会のほうから調査事項ということで上っている点等、含まれている状況でございます。

したがって、その辺の関連も全体含めまして現在調査中だということで、まことに申しわけございませんが、調査中ということでの状況でご勘弁をいただきたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

新保議員。

16番（新保峰孝君）

前支配人がやめた後はどういうふうになってますか。スーパーで糖質ゼロの酒類を職員が購入していますか。上越まで買いに行ってますか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

原能生事務所長。〔能生事務所長 原 郁夫君登壇〕

能生事務所長（原 郁夫君）

10月に入ってからは、糖質ゼロの酒は扱っておりませんし、購入した記録もありません。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

新保議員。

16番（新保峰孝君）

特命随契の関係で伺います、指定管理の関係ですが。

方針がくるくる変わってきたということでありまして。リニューアル後、1年5カ月になろうとしております。随意契約で三セク会社にするというのは、間に合わないからという理由ではないと思います。随意契約の方針に変えたのはいつですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

織田副市長。〔副市長 織田義夫君登壇〕

副市長（織田義夫君）

お答えを申し上げます。

随意契約に変えたのは、確かに間に合わないというばかりではなくて、できるだけ早く市直営から指定管理者制度に移行したいということでありまして、また指定管理料を現在算定できないということで、その指定管理料を定めなくてもできる方法はないかということでありまして、そういったことから今回そのように今、提案をさせてもらっているところであります。これは、こういった方向につきましては、たしか8月の下旬ごろにこういった方向でできないかということで、部内ではそういった方向について、方向としてはそういう方向で行こうということにしたのは8月下旬だったと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

新保議員。

16番（新保峰孝君）

国や県、市職員の天下り先に国や県の、あるいは市の仕事を回すということは、不正の温床になるおそれがあると。第三セクターというのは、国や県、市職員の天下り先なわけですから。随契はしないで競争入札にするようにと国からも通知が出されています。そういうところに、なぜかというところ、現役のときに仕事を回しておいて、退職したらそこへ天下りするということがあちこちで行われているという、そういうことを避けるためです。50%を持っている第三セクターに任せるとするのは、そういう面もあるわけですよ。ですから、少なくとも競争でやるべきだと思っておりますけども、競争になぜしなかったんですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

織田副市長。〔副市長 織田義夫君登壇〕

副市長（織田義夫君）

お答えを申し上げます。

確かに新保議員さんの言われるように公募を前提とし、あるいはすぐれた会社を探して競争することが一番いいのではないかというのは、原理原則だということに考えております。

ただ、今このように権現荘の問題がこのような状況になりまして、これを何とかいいますかできる

だけ早く市直営から指定管理者制度へ移行したいということでもあります。なおかつ、指定管理料の金額を定めないもんですから、一般の民間会社にどうかと言われましてもなかなかその辺の提案は難しい嫌いがあります。またそうした場合、民間の企業ですと収益を折半すると、黒字部分を折半するというふうになりますと、黒字部分の計算といえますか算出等はなかなか不透明な感じも出ます。そういったことも踏まえまして、市が筆頭株主であります第三セクターでその辺の経営を参画する中で調整をしたいということでもあります。

そういったことで、もう一つはやはり旧能生町がつくりました地域振興の拠点として山の拠点であります権現荘と海の拠点であるマリンドリームと、これらが共存共栄をしていくというのがシナリオとしては一番いいのではないかということも踏まえまして、こういうような方向性を出したというものであります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

新保議員。

16番（新保峰孝君）

言われてるのはもっともらしく聞こえるんですけども、言ってみれば貸館業みたいな職種の会社でしょ。果たしてそういう面で大丈夫なのかと、経営能力あるのか、そういうふうな感触を受けません。私は随契自体に問題があるのではないかと思います。

時間がありませんので、次、いじめ問題についてお聞きします。

能生中学生相撲クラブの件では、教育委員会の対応が悪かったと思いますけども、後手後手に回った原因に「相撲のまち糸魚川」があるのではないかというふうに感じます。米田市長や倉又議長の顔写真が載った「相撲のまち糸魚川」のポスターが張り出されている中で、教育委員会として4月中旬から5月中旬に発生の事案の際、報告を受けていたにもかかわらず、しっかりした対策をとれなかったのは、このような自己規制が働いたのではないですか。要するにいじめを受けているのを見ても、見ぬふりをしている生徒と同じではないかということでもあります。いかがですか。こういう教育委員会でいじめがなくせますか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

お答えいたします。

決してそんなことはございません。何か変な見方をされるというのは、非常に私といたしましては不愉快でございますし、そのような見方をされることは、私は本当に心外に思う次第でございます。決してそんなことはございません。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

新保議員。

16番（新保峰孝君）

ぜひそういうふうにもやってもらいたいと思います。弱い者はいじめてもよいと思ったという以前

のいじめ案件の加害生徒の言葉がありました。能生の中学生相撲クラブの例も同じ考え方ではないかと思います。強い立場にある3年生が1年生を殴って前歯を折ったというか抜けたということは、同じ考え方が基本にあると思います。いかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

山本こども教育課長。〔教育委員会こども教育課長 山本 修君登壇〕

教育委員会こども教育課長（山本 修君）

本事案につきましては、いじめの加害の生徒にも話を聞きました。その際には、きっかけとして清掃の際の態度についての不満があり、そして、手が出たというふうに言っております。弱い立場、強い立場ということと今回の暴行ということとの関連性ということについても今、第三者委員会で調べていただいておりますが、そういった気持ちもあったのかもしれませんが、まだそれぞれの加害者の気持ちということについても、今、調べているところでございます。いじめについての加害者の原因については、いろんなストレスと、ストレスサーといいますか心のもやもやしたところもあったのかもしれませんが、そういったところも含めて第三者委員会の方々に調べていただこうと思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

新保議員。

16番（新保峰孝君）

どういう気持ちがあるうがなかろうが、殴って前歯を折るというのは許されないことなんですよ。その前もあるでしょう、これだけでなく、全体で見なきゃだめですよ。9月7日の6時45分ごろ、顔面、腹部、背中を殴って前歯1本が抜けてしまったと今の事案ですが、6日の夕食で箸をかんだためとれたとするように加害生徒の3年生が1年生の被害生徒に指示して、他のクラブ所属生徒にも指示したということです。悪質です。どのように思われますか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

山本こども教育課長。〔教育委員会こども教育課長 山本 修君登壇〕

教育委員会こども教育課長（山本 修君）

自分の行為に対してしっかりと向き合わずにそのようなことをしたということは、非常に本人自身も今、反省をしております。保護者の方も、非常に悪いことだったということを加害の保護者の方も認めていらっしゃいました。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

新保議員。

16番（新保峰孝君）

基本的には相撲も、おのれを律し、厳しい稽古に耐え、高いレベルを目指し、強い者に挑んでいくことによってみずからを鍛え強くなっていく、精神的にも肉体的にも向上させていくことを目標にしているのではないかというふうに思います。その中で優しさというものも育まれていかなけれ

ばならないというふうに思います。

いじめに対しては、弱い者は守る、みんなでいじめは許さないということを教えていかなければならないと思いますが、目指されているのかどうか甚だ疑問であります。そうでなければ動物のレベルと何ら変わらないと思います。いじめている者にみんなで注意をする、そういう勇気を教えるべきではないですか。そういう校風にすべきではないですか。教育委員会はその見本を示すべきではないですか。いかがですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

山本こども教育課長。〔教育委員会こども教育課長 山本 修君登壇〕

教育委員会こども教育課長（山本 修君）

おっしゃるとおりかと思えます。いじめにはいじめの被害者、加害者、そして、それを見ている者たちもおります。はやし立てる者もいるとより一層エスカレートするということがあります。いじめの被害、加害の、そのほかの子供たちがやめるよとストップをかけるということによって、いじめはエスカレートしないこととなります。そういった子供たちを育てていくことが、何よりもいじめ被害を重大にしない一番の策かと思っております。いじめを防ぐためにそういった子供たちを育てていく教育をしていきたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

新保議員。

16番（新保峰孝君）

教育委員会の責任を自覚して、しっかり取り組んでいただきたいと思えます。

個人番号制度に関係して伺います。

保育園の入所申し込みの際、個人番号はどのようにされていますか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

佐々木教育次長。〔教育次長 佐々木繁雄君登壇〕

教育次長（佐々木繁雄君）

お答えいたします。

保育所の入所申し込みについては、個人番号マイナンバーを記載するということが、ことしから、11月1日から11月30日の間に行われました。法にのっとって来年度の途中にマイナンバーを使ったいろいろな公的なサービスが受けられるということから始まったものでありますが、記載の中には非常に保護者の方々は、やはり保育をしたくてもできないという中で保育に申し込みをするわけですので、生きるためにするわけですので、そういう面からすると配慮が少し欠けていたなというふうには思っております。

他市の状況も見て、同じような文書で配付したわけですが、このようなことについては、またしっかり強制的ではないということも踏まえて受付をさせていただきたいというふうに思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

新保議員。

16番（新保峰孝君）

情報保護のための対策とかいろいろな問題を考えなきゃならんわけですよ。ぜひ改善していただきたいと思います。

健康づくりの点では、由布市を訪問いたしました。重点を決めて取り組んでいました。運動の面ですね。この点についてどのように思われますか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

横澤健康増進課長。〔健康増進課長 横澤幸子君登壇〕

健康増進課長（横澤幸子君）

糸魚川市におきましては、第2次健康いといがわ21の中で評価指標に今年度から高齢者についての取り組みも設定しております。6分野において、全てにおいて目標値を設定しております、その目標に向かって取り組んでいるところでございます。今回、特に高齢者に目を向けたのは、介護予防という視点も大切なことだということで目標のほうに設定をしております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

新保議員。

16番（新保峰孝君）

由布市では、全市民の医療費・介護費10年分を分析して、月5,000円少なくなったそうです。どのようにお考えですか、感じますか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

横澤健康増進課長。〔健康増進課長 横澤幸子君登壇〕

健康増進課長（横澤幸子君）

医療費と健康づくりについては、正しい検証はまだ糸魚川市では実施しておりませんが、今現在、運動に取り組んでいる方たちを対象に地区運動教室ですとか健康体教室を実施する前後におきまして、4項目において統計をとっております。筋力ですとか、あとバランスですとか、移動能力ですとか、そのあたりを確認しております、高齢者が多い中ではやはり体力測定を実施する中では維持されているといういい傾向が出ておりますし、またバランス能力ですとか、総合的な移動能力においては、明らかに教室の参加者に改善が見られることから、やはり今後も積極的に身体活動については推進していかなければならないと考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

新保議員。

16番（新保峰孝君）

力を入れて取り組んでいただきたいと思います。

終わります。

議長（倉又 稔君）

以上で、新保議員の質問が終わりました。

暫時休憩します。

再開を3時10分といたします。

午後3時00分 休憩

午後3時10分 開議

議長（倉又 稔君）

休憩を解き会議を開きます。

次に、古川 昇議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

古川議員。〔8番 古川 昇君登壇〕

8番（古川 昇君）

市民ネット21、古川であります。

発言通告書に基づきまして、1回目の質問を行います。

1、介護保険事業について。

介護保険制度の実施以降、制度の仕組みや運営のあり方など改正が行われてきた背景には、介護保険を取り巻く環境自体が大きく変化してきたことの影響があります。高齢者人口や高齢者世帯の状況、家族による高齢者介護の減少、介護に対する意識変化、介護事業者の現況と介護従事者の不足など多くの状況が変化しております。

2011年に地域包括ケアシステムが提唱されてから介護の重点化・効率化・負担の公平化が始まりました。増加する介護認定者と給付、保険料負担の増加は介護施設の増設や介護予防事業では追いつかないほどの速度で進んでおります。

ふえ続ける介護費用の抑制のため、2015年からの改正は利用者・高齢者と介護事業者に大きな影響を与えております。介護負担の重さが高齢者に課せられ、介護サービス基盤整備のおくれが課題となって、介護制度を取り巻く環境はさらに厳しさを増しています。以下伺います。

- (1) 糸魚川市の要介護高齢者の実態から、施設整備は保険料負担への影響や需要量を踏まえて計画すると伺いました。その上で現状の課題をどう捉えて今後の施設整備計画を立てるのか考えを伺います。
- (2) 介護制度改正と在宅介護施設の廃止状況の関連をどのように分析されていますか。また、撤退が地域に及ぼす影響について伺います。
- (3) 地域密着型通所介護事業所への移行の捉え方と自治体への権限移譲の流れをどう考えているのかお伺いをいたします。
- (4) 認知症地域支援事業は早期発見、医療と介護の連携強化を図るとしてありますが、初期支